**令和７年度　社会福祉法人一般監査提出資料**

**自主点検表１　法人全般（運営及び財務）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 |  | |
| 法人本部所在地 |  | |
| 実地指導対象施設名 |  | |
| 記入者の職名・氏名 |  | |
| 連絡先 | 電話： | ＦＡＸ： |
| Ｅメール： | |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |

自主点検表記入要領

１　自主点検表の対象

　　この点検表は、児童福祉施設、障害者支援施設・障害福祉サービス事業及び高齢者福祉施設の事業を行っている社会福祉法人を対象としています。

２　記入方法

（１）「点検結果」欄の該当する回答を○で囲んでください。また、「記入欄及び点検のポイント」欄において必要事項を記入し、点検内容を確認してください。

（２）決算事項等については、前期の決算内容を記入してください。

（３）各項目の「点検結果」については、前年度から検査日までの状況を記入してください。

（４）記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式等を追加してください。

３　根拠法令・参考資料の名称

　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 | 施行日・  改正通知日 |
| 法 | 社会福祉法（昭和26年法律第45号） | R7/ 6/ 1 |
| 令 | 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号） | R6/ 4/ 1 |
| 規則 | 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号） | R6/10/ 4 |
| 一般法人法 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号） | R5/ 6/14 |
| 審査基準 | 社会福祉法人の認可について（通知）［平成12年12月１日４部局長通知］－別紙１ | R2/12/25 |
| 定款例 | 社会福祉法人の認可について（通知）［平成12年12月１日４部局長通知］－別紙２ | R2/12/25 |
| 定款施行細則 | 定款施行細則　例示（平成29年２月７日埼玉県作成） | H29/10/31 |
| 評議員選任・解任  委員会施行細則 | 評議員選任・解任委員会運営細則　例示（平成28年11月25日埼玉県作成） | H29/ 4/ 1 |
| 法人運営の手引 | 社会福祉法人運営の手引 | R7/ 4/ 1 |
| 審査要領 | 社会福祉法人の認可について（通知）［平成12年12月１日４課長通知］－別紙１ | R2/ 3/31 |
| 会計省令 | 社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号） | R4/ 4/ 1 |
| 運用上の取扱い | 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて  ［平成28年３月31日３局長通知］ | R3/11/12 |
| 留意事項 | 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について［平成28年３月31日４課長通知］ | R3/11/12 |
| 徹底通知 | 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に  対する指導監督の徹底について［平成13年７月23日３局長通知］ | H30/ 3/30 |
| 入札通知 | 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて［平成29年３月29日４課長通知］ | H29/ 3/29 |
| 契約事務の手引 | 社会福祉法人向け「契約事務の手引」 | R7/ 4/ 1 |
| 指導監査要綱 | 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について［平成29年４月27日３局長通知］ | R4/ 3/14 |
| 【参考資料】  モデル経理規程 | 「社会福祉法人モデル経理規程」（平成29年３月15日全国社会福祉法人経営者協議会作成） |  |

４　確認書類

　　実地指導の当日監査会場に用意する書類（原則として原本）の参考としてください。

　　ただしパソコンの画面等で確認できる場合には紙の打ち出しは不要です。

　※　監査の進捗によって下記以外の書類を確認することもあり得ます。あらかじめ御承知おきください。

|  |  |
| --- | --- |
| ○定款、各規程集  ○評議員選任・解任委員会：　名簿、招集通知、議事録、議案書等  ○評議員：　名簿、就任承諾書、履歴書、欠格事由の確認書等  ○評議員会：　招集通知、招集通知を省略した場合の評議員全員の同意が確認できる書類  　　　　　　　議事録、議案書等  ○役員（理事・監事）：　名簿、就任承諾書、履歴書、欠格事由の確認書等  ○理事会：　招集通知、招集通知を省略した場合の理事・監事全員の同意が確認できる書類  　　　　　　議事録、議案書等  ○監査報告：（会計監査人を設置していない法人で公認会計士又は監査法人による会計監査を受けたときはその書類を含む）  ○役員報酬（総額及び支給基準に関する書類、報酬等の支払いの内容が確認できる書類等）  ○法人本部職員給与（給与等の支払いの内容が確認できる書類等）  ○計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表）及びその附属明細書、財産目録  ○事業報告書及びその附属明細書、現況報告書  ○地域における公益的な取組の内容が確認できる書類  ○資産：　登記事項証明書（登記簿謄本）、国又は地方公共団体の使用許可等、賃貸借契約書、資産の管理運用に関する書類等  ○施設長等の辞令又は任免について確認できる書類  ○収支予算書  ○経理規程等に定めるところにより会計処理が行われていることが確認できる書類   |  | | --- | | 総勘定元帳、月次報告書、会計伝票、証憑書類、小口現金（出納簿、領収書）現金出納簿、領収書、  辞令（統括会計責任者、会計責任者、出納職員）、契約手続（入札・随契）、契約書等 |   ○固定資産管理台帳、時価評価に係る会計伝票等  ○有価証券、棚卸資産に関する資料等  ○引当金明細書、引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料等  ○寄附の受け入れに関する書類  ○借入金明細書、借入契約書等  ○社会福祉充実計画  ○法人登記：　登記事項証明書（登記簿謄本）、登記手続きの関係書類等  ○許認可等：　埼玉県主務課及び各福祉事務所への手続き関係書類等  ＜特定社会福祉法人（収益３０億円超又は負債６０億円超）＞  ○内部管理体制基本方針（理事会議事録等）  ○会計監査人の選定に関する書類  ○会計監査報告 |

| 自主点検項目 | 点検結果 | 記入欄及び点検のポイント | 確認資料  【根拠法令等】 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| Ⅰ　組織運営  １　定款 |  |  |  |
| （１）定款には法令等（法第31条第１項）に従い必要事項が記載されているか | いる　いない | ○定款の必要的記載事項は、法第31条第１項各号に掲げる事項であり、全ての事項を定款に記載する必要があること、また、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じないことに留意する必要がある。  　・目的（第１号）  　・名称（第２号）  　・社会福祉事業の種類（第３号）  　・事務所の所在地（第４号）  　・評議員及び評議員会に関する事項（第５号）  　・役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項（第６号）  　・理事会に関する事項（第７号）  　・会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る。第８号）  　・資産に関する事項（第９号）  　・会計に関する事項（第10号）  　・公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。第11号）  　・収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。第12号）  　・解散に関する事項（第13号）  　・定款の変更に関する事項（第14号）  　・公告の方法（第15号） | ・定款  【法第31条第1項】 |
| （２）定款の変更 |  |  |  |
| ア　定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか | いる　いない  非該当 | ○定款は、法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は評議員会の特別決議をもって行うこと。  　※　特別決議については、Ⅰ-２-（２）-②「評議員会の決議」を参照。 | ・決議を行った評議員会の議事録  ・評議員会の招集通知  ・評議員会の議題・議案を決定した理事会の議事録  ・所轄庁の変更認可書又は所轄庁に提出した定款変更の届出書  【法第45条の9第７項第3号】  【法第45条の36第1項】  【法第45条の36第２項】  【法第45条の36第4項】  【規則第4条】 |
| イ　定款の変更が、所轄庁の認可を受けて行われているか（所轄庁の認可を不要とされる事項の変更については、所轄庁へ届出が行われているか） | いる　いない  非該当 | ○定款の変更は、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要とされる。  　なお、定款に記載された事項の変更のうち、所轄庁の認可を要さない（所轄庁への届出で足りる）事項は、法第31条第１項に定める必要的記載事項のうち、事務所の所在地（第４号）の変更、資産に関する事項（第９号）の変更（基本財産が増加する場合に限る。）及び公告の方法（第15号）の変更のみであり（規則第４条）、相対的記載事項及び任意的記載事項の変更については、軽微な変更であっても所轄庁の認可が必要であることに留意する必要がある。 |
| （３）定款の備置き・公表 |  |  |  |
| ア　定款を事務所に備え置いているか | いる　いない | ○法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保するため、定款についても事務所への備置き及び公表が義務付けられている。  ○定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要があるが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機（パソコン）に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、備置きが不要となる。 | ・定款  【法第34条の2第1項】  【法第34条の2第4項】  【規則第2条の5】 |
| イ　定款をインターネットを利用して公表しているか | いる　いない | 〇定款の公表は、インターネットを利用して行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへ掲載による。  ○なお、法人の届出により「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（ＷＡＭ ＮＥＴ）」で公表された場合は、公表が行われたものとみなされる。 | ・定款  【法第59条の2第1項第1号】  【規則第10条第1項】  【規則第10条第2項】 |
|  |  |  |  |
| ウ　公表している定款は直近のものであるか | ある　ない | →直近の定款変更施行日　　令和　　　年　　　月　　　日 | ・定款  【法第59条の2第1項第1号】  【規則第10条第1項】 |
| ２　評議員・評議員会  （１）評議員の選任  　①　適正な手続による選任  　ア　定款の定めるところ により社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか | いる　いない | 〇評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する。  　そのため、法人は、定款で評議員の選任に必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。  　ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない。  ○法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である。  ○法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。  　そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となるものであるため、この就任の承諾の有無については、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存しておく必要がある。  　なお、評議員の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。 | ・評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）  ・就任承諾書等  【法第31条第5項】  【法第38条】  【法第39条】 |
| ②　評議員となることができない者又は適当でない者の選任 |  |  |  |
| ア　欠格事由に該当する者が選任されていないか | いない　いる | ○評議員会は、役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。そして、その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由（注）として定められる。  　（注）欠格事由（評議員となることができない者）は次のとおり。  ①　法人  ②　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  ③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ④　③のほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員  ⑥　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者    ※　欠格事由の②については、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。 | ・評議員の選任手続における関係書類（履歴書・誓約書等）  ・役職員名簿  ・評議員会の議事録等  【法第40条第1項】  【審査基準第3の1の(1)】  【審査基準第3の1の(3)】  【審査基準第3の1の(4)】  【審査基準第3の1の(5)】  【審査基準第3の1の(6)】  ②の確認方法として、欠格事由等の確認書により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。 |
| イ　当該法人の役員又は職員を兼ねていないか | いない　いる | ○評議員は当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができない。 | 【法第40条第2項】  【審査基準第3の2の(3)】 |
| ウ　各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか | いない　いる | ○当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者（注１）を評議員として選任することができない。  （注１）各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。  ①　配偶者  ②　三親等以内の親族  ③　厚生労働省令で定める者  ⅰ　当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ⅱ　当該評議員又は役員の使用人  ⅲ　当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者  ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者  ⅵ　当該評議員又は役員が役員（注２）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）  （注２）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。  ⅶ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）  ⅷ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人  ※　租税特別措置法第40条第１項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記（注１）と同一ではないため留意する必要がある。  ※　法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当ではない。このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当ではない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。 | 【法第40条第4項】  【法第40条第5項】  【法第61条第1項】  【規則第2条の7】  【規則第2条の8】  【審査基準第3の2の(4)】 |
| エ　実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか | いない　いる | 〇評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではない。  ○原則として、前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席している者は不適当である。ただし、評議員会の開催が１回のみである場合には、直近２回の評議員会を欠席している者であることとする（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。 | 【審査基準第3の1の(3)】 |
| オ　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか | いない　いる | ○評議員会の役割の重要性に鑑みると、地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではない。 | 【審査基準第3の1の(4)】 |
| ③　評議員の数 |  |  |  |
| ア　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか | いる　いない | ○評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。  　なお、定款で定めた評議員の定数が定款で定めた理事の定数を超えていればよいということではないことに留意する必要がある。 | ・定款  ・評議員名簿  ・役員名簿  ・評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等）  ・理事の選任・解任等に関する書類（理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等）  【法第40条第3項】 |
| （２）評議員会の招集・運営  　①　評議員会の招集 |  |  |  |
| ア　評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか | いる　いない | ○評議員会の招集については、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の１週間（中７日間）前（又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前）までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知する方法で行わなければならない。  　１週間前とは中７日をあけた期間である。  　なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。  　この場合には招集通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。 | ・評議員会の招集通知  ・理事会の議事録  ・評議員全員の同意が確認できる書類  【法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、第182条】  【法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条】  【規則第2条の12】 |
| イ　招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか | いる　いない | ○理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）。  ①　評議員会の日時及び場所  ②　評議員会の目的である事項がある場合は当該事項（議題）  ③　評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨） | ・理事会の議事録  【法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項】  【規則第2条の12】 |
| ウ　定時評議員会は、毎会計年度終了後一定期間の時期に招集されているか | いる　いない | ○定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならず、また、計算書類等については、毎年６月末日までに定時評議員会の承認を受けた若しくは定時評議員会に報告した上で、所轄庁に届出をしなければならない。  　なお、定時評議員会の開催時期については、定款に具体的に記載することが望ましいものであり、定款に記載した場合には、その開催時期までに開催する必要がある。 | ・評議員会の議事録  【法第45条の9第1項】  【法第45 条の29】  【法第45 条の30】  【法第45 条の31】  【法第45 条の32】  【法第59 条第１項】  【定款例第11条】 |
|  |  | →決算承認理事会開催日　令和　　年　　月　　日  →定時評議員会開催日　　令和　　年　　月　　日  ※　計算書類等を定時評議会の日２週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、２週間（中１４日間）空けて開催することが必要である。 |  |
| ②　評議員会の決議 |  |  |  |
| ア　決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか | いる　いない | ○評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要である。  　なお、この「議決に加わることができる評議員」には当該決議に特別の利害関係を有する評議員は含まれない。  ○評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成をもって行う必要がある。 | ・定款  ・評議員会の議事録  【法第45条の9第6項】  【法第45条の9第8項】 |
| イ　決議が必要な事項について、決議が行われているか | いる　いない | ○評議員会の決議は、法令及び定款に定める場合に限り行うことができる。  　次の事項については、定款の定めがなくても評議員会の決議が必要である。  ・　理事、監事、会計監査人の選任及び解任  ・　理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）  ・　理事等の責任の免除  ・　役員報酬等基準の承認  ・　計算書類の承認  ・　定款の変更  ・　解散の決議  ・　合併の承認  ・　社会福祉充実計画の承認  ○なお、定時評議員会に提出された事業報告については、定款において承認が必要と定めた場合を除き、承認は不要だが、理事による報告が必要となる。  ○ 評議員会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）はできない。 | ・定款  ・評議員会の議事録  【法第43条】  【法第45条の4】  【法第45条の8第2項】  【法第45 条の16 第4項において準用する一般法人法第89 条】  【法第45 条の18 第3項において準用する一般法人法第105 条】  【法第45 条の20 第4項において準用する一般法人法第112 条】  【法第45 条の20 第4項において準用する一般法人法第113 条第1項】  【法第45 条の35 第2項】  【法第45 条の30 第2項】  【法第45 条の36 第1項】  【法第46 条第1項】  【法第52 条】  【法第54 条の2第1項】  【法第54 条の8】  【法第55 条の2第7項】  【法第45 条の30 第3項 】 |
| ウ　特別決議は必要数の賛成をもって行われているか | いる　いない  非該当 | ○評議員会における特別決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２（定款で３分の２を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成をもって行われる必要がある。  ○特別決議によって行われることが必要な議案は次のとおり。  ①　監事の解任  ②　役員等の損害賠償責任の一部免除  ③　定款変更  ④　法人の解散  ⑤　法人の合併契約の承認 | ・定款  ・評議員会の議事録  【法第45条の9第7項】 |
| エ　決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか | いない　いる | ○評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係（注）を  有する評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関  係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が  各評議員について確認しておく必要がある。この確認は原則として  議事録で行うものであるが、評議員会の招集通知と併せて、当該評  議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し  出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務の執行に関す  る法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を  有する場合には届け出なければならないことを定めている場合に  は、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に  利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要であ  る。  　（注）「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。 | ・定款  ・評議員会の議事録  ・法人が決議に特別の理解関係を有する評議員がいるかを確認した書類  【法第38条】  【法第45条の9第8項】  【民法第644条】 |
| オ　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか | ある　ない  非該当 | ○理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。  　また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされる。  ○評議員会が十分な審議を行うことによって議決機関としての機能を果たすことを鑑みれば、評議員会の議決の省略は、客観的に見て明らかに審議を行う必要がない場合に限って行うべきものである。 | ・同意の意思表示の書面又は電磁的記録  【法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項】  【法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条】 |
| ③　評議員会の議事録 |  |  |  |
| ア　厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか | いる　いない | ○評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられている。  ○議事録の記載事項としては、開催された評議員会に関する事項（注）、評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の事項及び理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の事項がある。  （注）開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項。  ①　評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）  ②　評議員会の議事の経過の要領及びその結果  ③　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名  ④　法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は　　　発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要  ⅰ　監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見  ⅱ　監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る。）  ⅲ　会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見  ⅳ　会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。）  ⅴ　監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果  ⅵ　監事による監事の報酬等についての意見  ⅶ　会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見  ⅷ　定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見  ⑤　評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称  ⑥　議長の氏名（議長が存する場合に限る。）  ⑦　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  ○議事録については、記載された事項の全てについて、評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法によらなければならない。 | ・評議員会の議事録  【法第45条の11第1項】  【法第45条の11第2項】  【法第45条の11第3項】  【法第45条の11第4項】  【規則第2条の15第1～4項】  【法第43条第3項により準用される一般法人法第74条第1項】  【法第43条第3項により準用される一般法人法第74条第2項】  【法第43条第3項により準用される一般法人法第74条第4項】  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条】  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項】  【法第45条の19第6項により準用される一般法人法第109条第1項】  【法第45条の19第6項により準用される一般法人法第109条第2項】 |
|  |  | ○法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい（定款例第14条参照。）。 |  |
| イ　議事録を法人の事務所に法定の期間事務所に備え置いているか | いる　いない | ○法令に基づき書面又は電磁的記録により必要事項が記載された評議員会の議事録を、評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に５年間備え置く。 | ・評議員会の議事録  【法第45条の11第2項、第3項】 |
| ウ　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか | いる　いない  非該当 | ○評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置く。  ○評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項は次のとおり。  　①　決議を省略した事項の内容  　②　決議を省略した事項の提案をした者の氏名  　③　評議員会の決議があったものとみなされた日  　④　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  　　　なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけではなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。  ○理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項は次のとおり。  　①　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容  　②　評議員会への報告があったものとみなされた日  　③　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  　　　なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面等を事務所に備え置く必要はないことと。 | ・評議員会の議事録  ・同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録  【法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第2項】  【規則第2条の15第4項第1号、第2号】 |
| ３　理事  （１）定数 |  |  |  |
| ①　定款に定める員数の選任 |  |  |  |
| ア　定款に定める員数が選任されているか | いる　いない | ○理事会は、①法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長の選定及び解職を行うものであり、理事会を構成する理事は、その理事会における意思決定を通じて業務執行の決定又は監督を行うという意味で、法人の運営における重要な役割を担っている。  　理事の員数は、６人以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数を選任する。 | ・定款  ・理事の選任に関する評議員会議事録  ・理事会議事録  ・その他関係書類  【法第44条第3項】  【審査基準第3の3の(3)】 |
| イ　定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか | いる　いない  非該当 | ○定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。  　なお、「遅滞なく」補充の手続が進められているかについては、当該法人において、理事候補者の選定、評議員会への理事の選任の議案提出、又は評議員会の開催等の理事選任に係る手続に関して、具体的な検討や実施がされているかである。 | 【法第45条の7】  【審査基準第3の3の(4)】 |
| ウ　欠員は生じていないか | いない　いる | ○理事のうち定款に定められた員数の３分の１を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、理事が、理事会の構成員として担う法人の業務執行の決定や、理事長等の職務の執行の監督等の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営上適当ではないことから法人において欠員の補充のための検討や手続を進めること。 |  |
| （２）選任及び解任 |  |  |  |
| ①　法令及び定款に定める手続による選任・解任 |  |  |  |
| ア　評議員会の決議により選任又は解任されているか | いる　いない | ○法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従う。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となることから、この就任の承諾の有無について、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。 | ・評議員会の議事録  ・評議員会の招集通知  ・評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録  ・就任承諾書等  【法第38条】  【法第43条第１項】 |
| イ　理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか | いる　いない  非該当 | ○理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行うが、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはならない。そのため、理事が形式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定される。 | ・評議員会の議事録  ・評議員会の招集通知  ・評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録  【第45条の4第1項】 |
| （３）適格性  　①理事となることができない者又は適切でない者の選任 |  |  |  |
| ア　欠格事由を有する者が選任されていないか | いない　いる | ○理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由（注）として定められる。  （注）欠格事由（理事となることができない者）については、評議員と同じく次のとおりである。  　①　法人  　②　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  　③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又  　　はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、  　　又は執行を受けることがなくなるまでの者  　④　③のほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  　⑤　解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  ⑥　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない  者  ※　欠格事由の②については、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。  ○法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないかについて、確認を行う必要がある。 | ・役員の選任手続における関係書類（履歴書・誓約書等）  ・役員名簿  ・理事会及び評議員会の議事録等  【法第44条第1項により準用される法第40条第1項】  【審査基準第3の1の(1)】  【審査基準第3の1の(3)】  【審査基準第3の1の(4)】  【審査基準第3の1の(5)】  【審査基準第3の1の(6)】  ②の確認方法として、欠格事由等の確認書により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。 |
| イ　各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか | いない　いる | ○理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計（注１）が、理事総数の３分の１（上限は当該理事を含めずに３人）を超えて含まれてはならない。  　（注１）各理事と特殊の関係がある者の範囲は以下のとおり。  　①　配偶者  　②　三親等以内の親族  　③　厚生労働省令で定める者  　　ⅰ　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同  　　　様の事情にある者  　　ⅱ　当該理事の使用人  　　ⅲ　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持  　　　している者  　　ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者 | ・誓約書等選任手続きにおける関係書類（履歴書・誓約書等）  ・役員名簿  ・理事会及び評議員会の議事録等  【法第44条第6項】  【法第61条第1項第2号】  【法第61条第1項第3号】  【規則第2条の10】  【審査基準第3の3の(4)】 |
|  |  | ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を  一にする者  ⅵ　当該理事が役員（注２）若しくは業務を執行する社員であ  る他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行す  る社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の  理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  （注２）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場  合には、その代表者又は管理人を含む。  ⅶ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）  （同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の３分  の１を超える場合に限る。）  ・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、  大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認  可法人  ※　租税特別措置法第40条第１項の適用を受けるための条件となる特殊の関係にある者の範囲については、上記（注１）と同一ではないため留意する必要がある。  ○法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないかについて、確認を行う必要がある。 |  |
| ウ　実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか | いない　いる | 〇理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。  ○原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を２回以上続けて欠席している者は不適当である（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。 | ・理事会及び評議員会の議事録  【審査基準第3の1の(3)】 |
| エ　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか | いない　いる | 〇理事会の役割の重要性に鑑みれば、地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。 | 【審査基準第3の1の(4)】 |
| ②　理事の適格性 |  |  |  |
| ア　社会福祉事業の経営に識見を有する者が理事に選任されているか | いる　いない | 〇理事には、「社会福祉事業の経営に識見を有する者」が含まれている必要がある。 | ・理事選任手続における関係書類（履歴書等）  ・役員名簿  ・理事会及び評議員会の議事録等  【法第44条第4項第1号】 |
| イ　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか | いる　いない | 〇理事には、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通している者」が含まれている必要がある。 | ・理事選任手続における関係書類（履歴書等）  ・役員名簿  ・理事会及び評議員会の議事録等  【法第44条第4項第2号】  【審査要領第3の(2)】 |
|  |  |  |  |
| ウ　施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか | いる　いない | 〇施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、施設の管理者（注）が理事として選任されている必要がある。  　（注）「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち１名以上が理事に選任されていれば足りる。  　※　「施設」については、原則として法第62条第１項の第１種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第２種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。 | ・理事選任手続における関係書類（履歴書等）  ・役員名簿  ・理事会及び評議員会の議事録等  【法第44条第4項第3号】 |
| （４）理事長  　①　理事長及び業務執行理事の選定  　ア　理事会の決議で理事長を選定しているか  　イ　業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか | いる　いない  いる　いない  非該当 | 〇理事長は、法人の代表権（法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限）を有するとともに、法人の業務を執行する権限を有するものであり、理事会が理事の中から選定しなければならない。  　なお、改正法の施行後においては、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできない（理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効である）。  ※　法人の代表者の登記は、理事長選定後２週間以内に行う必要がある。  ○理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事（業務執行理事）として理事会で選定することができる。  　なお、業務執行理事は、法人の代表権は有さない（理事長の職務代理者として法人の対外的な業務執行権を行使することはできず、業務を執行する場合には理事長名で行う）ことに留意する必要がある。 | ・定款  ・理事会の議事録  【法第45条の13第3項】  【法第45条の16第2項第1号】  【法第45条の17第1項】  ・定款  ・理事会の議事録  【法第45条の16第2項第2号】 |
| ４　監事 |  |  |  |
| （１）監事の定数  　①　監事の選任 |  |  |  |
| ア　定款に定める員数が選任されているか | いる　いない | ○監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている。  　監事の員数は、２人以上で定款に定める。 | ・定款  ・監事の選任に関する評議員会議事録  ・理事会議事録及びその他関係書類  【法第45条の18第1項】  【法第45条の18第2項】  【法第44条第3項】 |
| イ　定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 | いる　いない  非該当 | ○定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。  　なお、「遅滞なく」手続が進められているとは、当該法人において、監事候補者の選定、評議員の監事の選任の議案提出、評議員会の開催等の監事選任に係る手続に関する具体的な検討や選任手続が実際に進められているかである。 | ・定款  【法第45条の7第2項による第1項の準用】 |
| ウ　欠員が生じていないか | いない　いる | ○監事に定款で定めた員数の３分の１を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、監事の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営の観点から適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続を進めること。 |  |
|  |  |  |  |
| （２）選任及び解任  ①　監事の選任又は解任 |  |  |  |
| ア　評議員会の決議により選任されているか  　イ　評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか | いる　いない  いる　いない | ○監事の選任については、評議員会の決議により行う。  ○理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注）の同意を得なければならない。  　（注）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。  　なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。  ○法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従う。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から監事となる。  　この就任の承諾の有無については、監事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。  　なお、監事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行うことが必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。 | ・評議員会の議事録  ・評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録  【法第43条第1項】  ・評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録  ・監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類  ・就任承諾書等  【法第38条】  【第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項】 |
| ウ　監事の解任は評議員会の特別決議によっているか | いる　いない  非該当 | ○監事の解任については、評議員会の特別決議により行う。 | ・評議員会の議事録  ・評議員会の招集通知  ・評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録  【法第38条】  【法第45条の4第1項】  【法第45条の9第7項第1号】 |
| ②　監事となることができない者の選任 |  |  |  |
| ア　欠格事由を有する者が選任されていないか | いない　いる | ○監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由（注）が定められる。  　（注）監事の欠格事由（監事となることができない者）は次のとおりである。  ①　法人  ②　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  ③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ④　③のほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員  ⑥　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者  ※　欠格事由の②については、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。  ○法人においては、監事の選任に当たり、欠格事由を有していないかの確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられる。 | ・監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）  ・役員名簿  ・理事会及び評議員会の議事録  【法第44条第1項により準用される第40条第1項】  【審査基準第3の1の(1)】  【審査基準第3の1の(3)】  【審査基準第3の1の(4)】  【審査基準第3の1の(5)】  【審査基準第3の1の(6)】  ②の確認方法として、欠格事由等の確認書により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。 |
|  |  |  |  |
| イ　評議員、理事又は職員を兼ねていないか | いない　いる | ○監事は、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることができない。 | 【法第44条第2項】  【審査基準第3の4の(1)】 |
| ウ　監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が含まれていないか | いない　いる | ○各役員と特殊の関係にある者（注）が含まれていてはならない。  ○複数（２人以上）の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれていてはならない。  　（注）各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおりである。  ①　配偶者  ②　三親等以内の親族  ③　厚生労働省令で定める者  ⅰ　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ⅱ　当該役員の使用人  ⅲ　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者  ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者  ⅵ　当該理事が役員（注２）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  （注２）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。ⅶにおいて同じ。  ⅶ　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ⅷ　他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）  ⅸ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）  ・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人  ※　租税特別措置法第40条第１項の適用を受けるための条件となる特殊の関係にある者の範囲については、上記（注１）と同一ではないため留意する必要がある。  ※ 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。    ○監事の選任に当たり、各役員（理事及び監事）と特殊の関係にある者が含まれていないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられる。 | 【法第44条第7項】  【規則第2条の11】  【審査基準第3の4の(4)】 |
| エ　実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか | いない　いる | ○監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。  ○原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を２回以上続けて欠席している者は不適当である（なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない）。 | 【審査基準第3の1の(3)】 |
| オ　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか | いない　いる | ○監事の役割の重要性に鑑みれば、地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではない。 | 【審査基準第3の1の(4)】 |
| ③　法に定める者が含まれているか |  |  |  |
| ア　社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか | いる　いない | ○監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」（注）が含まれている必要がある。  ○「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。  （注）「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられるが、これらの者に限られるものではない。 | ・監事の選任手続における書類（履歴書等）  ・役員名簿  ・理事会及び評議員会の議事録  【法第44条第5項】  【審査要領第3の(1)】  【審査基準第3の4の(5)】 |
| （３）監事の職務・義務 |  |  |  |
| ①　業務の執行 |  |  |  |
| ア　理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか | いる　いない | ○監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。  　毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならず、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類の監査と、事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられている。  ※　規則第２条の40 第２項において財産目録の承認手続についても当該条項が準用される。  ○監事の監査については、計算関係書類の監査と事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を理事等に通知する監事（特定監事）を定めることができる（この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなる。）。  ○計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計監査人非設置法人とで監査の内容は異なることとなる。 | ・監査報告  ・監査報告の内容の通知文書  【法第45条の18第1項】  【法第45条の28第1項】  【法第45条の28第2項】  【規則第2条の26～28】  【規則第2条の31】  【規則第2条の34～37】 |
| イ　監査報告書には計算書類の監査結果を記載しているか | いる　いない | ○会計監査人非設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている。  　・　監査報告の内容は次のとおりである。  ①　監事の監査の方法及びその内容  ②　計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見  ③　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由  ④　追記情報  ⅰ　会計方針の変更  ⅱ　重要な偶発事象  ⅲ　重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項  　　⑤　監査報告を作成した日  　・　特定監事（注１）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注２）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。  ①　計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日  ②　計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日  ③　特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）  （注１）計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう。  （注２）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう。 |  |
| ウ　監査報告書には事業報告等の監査結果を記載しているか | いる　いない | ○事業報告等に係る監査については、次のとおり定められている。  ・　監査報告等の内容は次のとおり規定されている。  ①　監事の監査の方法及びその内容  ②　事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見  ③　当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実  ④　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由  ⑤　監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由  ⑥　監査報告を作成した日  ・　特定監事（注３）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注４）に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない。  ①　事業報告を受領した日から４週間を経過した日  ②　事業報告の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日  ③　特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）  （注３）事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう。  （注４）事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をいう。 | ・事業報告  【規則第2条の36】  【規則第2条の37第1項】  【規則第2条の37第4項】  【規則第2条の37第5項】 |
| エ　理事会への出席義務を履行しているか | いる　いない | ○監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う。  　①　理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。  　②　理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。  　③　理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。  ○監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要である。 | ・理事会の議事録  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条～102条】 |
| ５　理事会  （１）審議状況 |  |  |  |
| ①　理事会は法令及び定款の定めに従い開催しているか |  |  |  |
| ア　権限を有する者が招集しているか | いる　いない | ○理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集することとされている。 | ・理事会の招集通知  ・理事会の議事録  【法第45条の14第1項】 |
| イ　各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか | いる　いない | ○理事会を招集する者は、理事会の日の１週間（中７日間）前（又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前））までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる。  　なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても発出しなければならないことに留意する必要がある。 | ・理事会の招集通知  ・理事会の議事録  【法第45条の14第1項】  【法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項】 |
| ウ　招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか | いる　いない  非該当 | ○理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。 | ・招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類  【法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項】 |
| ②　理事会の決議 |  |  |  |
| ア　決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成により行われているか | いる　いない | ○理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われる必要がある。  　法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数であるが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合には、その割合となる。  　なお、定款においては、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることを定めることもできる。 | ・定款  ・理事会議事録  ・理事の職務の執行に関する規程  【法第45条の14第4項】 |
| イ　決議が必要な事項について、決議が行われているか | いる　いない | ○次の事項については、理事会の決議を要する。  ・　評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定  ・　理事長及び業務執行理事の選定及び解職  ・　重要な役割を担う職員の選任及び解任  ・　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  ・　内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）  ・　競業及び利益相反取引の承認  ・　計算書類及び事業報告等の承認  ・　役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）  ・　その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定） | ・理事の職務の執行に関する規程  【法第45条の14第4項】 |
| ウ　決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか | いない　いる | ○理事会の決議には、決議に特別の利害関係（注１）を有する理事が加わることができない。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要がある。この確認は原則として議事録で行うものであるが、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要であることに留意が必要である。  （注１）「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（注２）や利益相反取引（注３）の承認や理事の損害賠償責任の一部免除の決議等の場合がある。  （注２）理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと  （注３）理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと | ・理事会議事録  【法第45条の14第5項】  【法第45条の16第1項】  【法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項】  【法第45条の20第４項により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。）】 |
|  |  |  |  |
| エ　評議員の選任又は解任の決議が理事会で行われていないか | いない　いる  非該当 | ○理事若しくは理事会が評議員を選任若しくは解任する旨の定款の定めは効力を有しない。  　なお、理事又は理事会が、定款若しくは評議員の選任に関する規程等に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは可能である。 | ・理事会議事録  【法第31条第5項】 |
| オ　書面による議決が行われていないか | いない　いる  非該当 | ○改正法の施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められていたが、改正法の施行後は、理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面議決の方法によることはできなくなっている。 | ・理事会議事録  【法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条】  【法第45条の15第1項】  【規則第2条の17第4項第1号】 |
| カ　理事会の決議の省略（定款に定めがある場合に可）は適正に行われているか | いる　いない  非該当 | ○定款に理事会の決議の省略の定めがあり、理事の全員の事前の同意により、議案について理事会の決議の省略が行われた場合には、その旨を議事録に記載するとともに、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録を主たる事務所に10年間備え置かなければならない。  　また、当該提案について監事が異議を述べたときは決議要件を満たさないため、監事からも同意の書面を徴取することが望ましい。  ○理事会が十分な審議を行うことによって意思決定を行う場であることを鑑みれば、理事会の決議の省略は、客観的に見て明らかに審議を行う必要ない場合に限って行うべきである。 | ・定款  ・理事会議事録  ・理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録  【法第45条の14第９項により準用される一般法人法第96条】  【規則第２条の17第４項第1号】  【法第45条の15第1項】 |
| ③　理事への権限の委任 |  |  |  |
| ア　理事に委任できない事項が理事に委任されていないか | いない　いる | ○理事会の権限である法人の業務執行の決定を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項（注）等については、理事会で決定されなければならず、理事長等にその権限を委任することはできない。  　（注）理事に委任することができない事項  ①　重要な財産の処分及び譲受け  ②　多額の借財  ③　重要な役割を担う職員の選任及び解任  ④　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止  ⑤　内部管理体制の整備  ⑥　役員等の損害賠償責任の一部免除 | ・理事会議事録  ・理事に委任する事項を定める規程等  【法第45条の13第2項第1号】  【法第45条の13第4項】 |
| イ　理事に委任される範囲が明確になっているか | いる　いない | ○理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。  ○理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。 | ・理事会議事録  ・理事に委任する事項を定める規程等  【法第45条の13第4項】 |
| ④　理事長等の職務の執行状況についての理事会への報告  　ア　理事会において、必要な回数以上報告がされているか  　イ　定款に理事長及び業務執行理事の報告を行う間隔に関する定めがあるか | いる　いない  いる　いない  非該当 | ○理事長及び業務執行理事は、理事会（注１）において、３か月に１回以上職務の執行状況についての報告をする。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上（注２）とすることができる。  　（注１）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。  　（注２）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が４か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から４か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。  　　　　例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度６月と３月に開催している場合、３月の理事会と６月の理事会との間隔は４か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が４か月を超えていなくても差し支えない。  ○理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しない。  　例えば、報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告がある。  ○もっとも、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要がある。 | ・定款  ・理事会の議事録  【法第45条の16第3項】  【法第45 条の14 第９項により準用される一般法人法第98 条第1項】  【法第45 条の16 第４項により準用される一般法人法第92 条第２項】 |
|  |  |  |  |
| （２）記録  　①　議事録の作成・保存 |  |  |  |
| ア　法令で定めるところにより議事録が作成されているか | いる　いない | ○理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容及び作成手続が定められている。  ○議事録の記載事項は、次のとおりである。  　①　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）  　②　理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨  ⅰ　招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの  ⅱ　招集権者以外の理事が招集したもの  ⅲ　監事が招集を請求したことにより招集されたもの  ⅳ　監事が招集したもの  　③　理事会の議事の経過の要領及びその結果  　　　なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されることから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。  　④　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名  　⑤　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 | ・定款  ・理事会の議事録  ・理事全員の同意の意思表示を記した書類  【法第45条の14第2項、第3項、第6項、第8項】  【法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条第1項】  【法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第１項】  【法第45 条の15 第１項】  【法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第２項】  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条】  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項、第2項、第3項】  【規則第2条の17第2項】  【規則第2条の17第3項】  【規則第2条の17第4項第1号、第2号】  【規則第2条の18第１項、第2項】 |
|  |  | ⅰ　競業又は利益相反取引を行った理事による報告  ⅱ　理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告  ⅲ　理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見  　⑥　理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名  　⑦　理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）  　⑧　議長の氏名（議長が存する場合）  ○理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、理事会において実際の決議があったものではないが、次の事項を議事録に記載する。  　①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容  　②　①の事項の提案をした理事の氏名  　③　理事会の決議があったものとみなされた日  　④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  ○理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合は、理事会において実際に報告があったものではないが、次の事項を議事録に記載する。  　①　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容  　②　理事会への報告を要しないものとされた日  　③　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 |  |
|  |  |  |  |
| イ　議事録に法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印がされているか | いる　いない | ○議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる。 | ・定款  ・理事会の議事録  【法第45条の14第6項】 |
| ウ　議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか | いる　いない  非該当 | ○議事録は、書面又は電磁的記録により作成するが、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりにを電子署名をすることが必要である。 | ・定款  ・理事会の議事録  【規則第２条の17第２項】  【規則第2条の18第1項第1号、第2項】 |
| エ　議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか | いる　いない | ○理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があり、また、理事会の議決を省略した場合（（２）の①参照）には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある。 | ・理事会の議事録  ・理事全員の同意の意思表示を記した書類  【法第45条の15第1項】 |
| ６　評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 |  |  |  |
| （１）報酬 |  |  |  |
| ①　評議員の報酬 |  |  |  |
| ア　評議員の報酬等の額が定款で定められているか | いる　いない | ○評議員の報酬等の額は定款に定める。  　無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要がある。 | ・定款  【法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条】 |
| ②　理事の報酬 |  |  |  |
| ア　理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか | いる　いない | ○定款に理事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定める。  　なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。 | ・定款  ・評議員会の議事録  【法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条】 |
| ③　監事の報酬 |  |  |  |
| ア　監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか | いる　いない | ○監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める。  　なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。 | ・定款  ・評議員会の議事録  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項】 |
| イ　定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか | いる　いない  非該当 | ○定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているとき（注）は、その具体的な配分は、監事の協議により定める。  　なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関する規定はないが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記載・記録した書類を作成すべきである。  （注）監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合には、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はない。 | ・監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第2項】 |
| ④会計監査人の報酬 |  |  |  |
| ア　会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか | いる　いない  非該当 | ○会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなる。  　なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ない。 | ・理事会の議事録  ・監事の過半数の同意を得たことを証する書類  【法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条】 |
| （２）報酬等支給 |  |  |  |
| ①　役員及び評議員に対する報酬等の支給基準 |  |  |  |
| ア　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか | いる　いない  非該当 | ○理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。  ○支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない。  ○定款で無報酬と定めた場合については、支給基準を別途作成する必要はない。  ○支給基準の内容については、次の事項を定める。  　①　役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分  　　　役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。  　②　報酬等の金額の算定方法  　　　報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる（注１～注４）。  （注１）評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容される。 | ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準  ・評議員会の議事録  【法第45条の35第1項、第2項】  【施行規則第2条の42】 |
|  |  | （注２）退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。  （注３）法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとする。  （注４）評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。  　③　支給の方法  　　　支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられる。  　④　支給の形態  　　　支給の形態については、現金・現物の別等を記載する。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくても差し支えない。  ○理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性を図る必要がある。  ○役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。 |  |
|  |  |  |  |
| イ　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか | いる　いない | ○理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられている。  ○公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により行う。  ○なお、法人の届出により「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（ＷＡＭ ＮＥＴ）」で公表された場合は、公表が行われたものとみなされる。 | 【法第59条の2第1項第2号】  【規則第9条第3号】  【規則第10条第１項】  【規則第10条第2項】 |
| （３）報酬等の支給 |  |  |  |
| ①　役員及び評議員の報酬等の支給 |  |  |  |
| ア　評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか | いる　いない  無報酬 | ○評議員の報酬等については、（１）の定款で定められた額及び（２）の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。 | ・定款  ・評議員会の議事録  ・報酬等の支給基準  ・報酬等の支払いの内容が確認できる書類  【法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条】  【法第45条の35第1項、第2項】  【規則第2条の42】 |
| イ　役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか | いる　いない  無報酬 | ○役員の報酬等については、（１）の定款又は評議員会の決議により定められた額及び（２）の報酬の支給基準に従って支給される必要がある。 | ・定款  ・評議員会の議事録  ・報酬等の支給基準  ・報酬等の支払いの内容が確認できる書類  【法第45 条の16第４項により準用される一般法人法第89条】  【法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項】  【法第45条の35第1項、第2項】  【規則第2条の42】 |
| （４）報酬等の総額の公表 |  |  |  |
| ①　役員の及び評議員等の報酬の公表 |  |  |  |
| ア　理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか | いる　いない | ○法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額（注）を現況報告書に記載の上、公表する。  （注）理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が１人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員　給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない。  ○公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされているが、規則第９条第３項に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす。 | ・現況報告書  【法第59条の2第1項第3号】  【規則第2条の41】  【規則第9第3項】  【規則第10条第1項、第2項】 |
| Ⅱ　事業  １　事業一般  （１）事業内容等 |  |  |  |
| ア　定款に定めている事業が実施されているか | いる　いない | ○法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項（注１）であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要がある。  　なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表される。  　（注１）定款の必要的記載事項のうち、事業の種類に関するものは次のとおりである。  　　・　社会福祉事業の種類（注２）  　　・　公益事業の種類（注３）  　　・　収益事業の種類（注４）  　（注２）社会福祉事業の種類に係る定款の定めについては、法第２条第２項各号に規定する第１種社会福祉事業又は同条第３項各号に規定する第２種社会福祉事業のうちいずれの事業に該当するか（いずれの号に該当するかについても含む。）が明らかなものにしなければならない。なお、法第２条第２項各号又は第３項各号に規定する事業を実施する場合において、当該号に複数の事業が列挙して規定されている場合は、その中で実際に実施する事業のみを定款に定める（例：法第２条第２項第２号には「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」を経営する事業が規定されているが、法人が「乳児院」のみを経営する場合には、「乳児院」を経営する事業のみを定款に定める。）。また、当該定款の定めには個別の施設の名称を記載する必要はないが、定款の定めに個別の施設の名称を記載した場合には、施設の名称を変更する場合や同種の施設を新設する場合にも定款変更を行う必要がある。  　（注３）公益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする。なお、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しない。  　（注４）収益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする。 | ・定款  ・法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）  【法第2条第2項各号、第3項各号】  【法第31条第1項第3号、第11号、第12号】  【法第59条の2第1項第1号】  【定款例第1条】  【定款例第35条の備考一の注3】  【定款例第35条の備考二】 |
| イ　定款に定めていない事業が実施されていないか | いない　いる | ○法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。 | ・定款  ・法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）  【法第31条第1項第3号、第11号、第12号】 |
| （２）地域における公益的な取組  　ア　地域における公益的な取組を実施しているか | いる　いない | ○法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性の高い法人であることから、社会情勢が変化していく中で、既存の社会保障制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、これに積極的に対応していくことが求められている。  ○こうした背景を踏まえ、法人本来の役割として、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないといった責務を明確化している（「地域における公益的な取組」を実施する責務）。  ○「地域における公益的な取組」（以下「地域公益取組」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす必要がある。なお、法第55条の２第４項第２号に規定する「地域公益事業」に社会福祉事業は含まれないが、地域公益取組には、社会福祉事業が含まれ得る。  　①　社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること  　②　日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること  　③　無料又は低額な料金で提供されること  【具体的な取組】  （記入欄） | ・現況報告書、事業報告、法人ホームページ等  【法第24条第2項】  【法第55条の2第4項第2号】 |
| イ　地域における公益的な取組を現況報告書に記載しているか | いる　いない | ○地域における公益的な取組は、現況報告書に記載することになっている。 | ・現況報告書、事業報告、法人ホームページ等 |
| ２　社会福祉事業 |  |  |  |
| （１）社会福祉事業 |  |  |  |
| ア　当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか | ある　ない | ○法人は、社会福祉事業（注）を行うことを目的として設立されるものであることから、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占めることが必要である。この「主たる地位を占める」こととは、事業規模が法人の全事業のうち50％を超えていることをいうものと解される。事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断することとする。ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合はこの限りではない。 | ・計算書類及びその附属明細書  【法第2条第2項各号、第3項各号】  【法第22条】  【法第26条第2項】  【審査基準第1の1の(1)】  【審査基準第1の1の(4)】  【会計省令第７条第１項第２号ロ(2)】 |
|  |  | （注）社会福祉事業は法第２条第２項各号に規定する第１種社会福祉事業及び同条第３項各号に規定する第２種社会福祉事業を指す。共同募金会が行う共同募金事業は第１種社会福祉事業に当たり、また、地方公共団体が設置した施設の経営の委託を受けその施設を経営する事業も、公益事業ではなく社会福祉事業に当たる。 |
| イ　社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか | いない　いる | ○法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができる。  　公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解される。  　もっとも、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められる（注）。  　（注）各制度の取扱いについては、次の通知及びこれらの通知の関連通知を参照。  ・　「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年９月３日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）  ・　「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年３月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）  ・　「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | ・計算書類及びその附属明細書  【法第2条第2項各号、第3項各号】  【法第22条】  【法第26条第1項】  【法第113条第１項】  【審査基準第第2の1、2の（1）】 |
| （２）社会福祉事業を行うために必要な資産 |  |  |  |
| ア　社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか | いる　いない | ○法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない。  　そのため、原則として、法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている（注１）ことを要する。もっとも、特定の事業（注２）については、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められている。  　（注１）所有権の登記及び使用許可については、Ⅲ「管理」の２において確認する。  　（注２）特定事業に係る特例  １　地域活動支援センターを設置する場合  ２　国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合  ○全ての社会福祉施設の用に供する不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている法人は、1000万円（平成12年11月30日以前に設立された法人の場合には、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならない。 | ・定款  ・貸借対照表  ・財産目録  ・登記簿謄本  【法第25条】  【審査基準第2の1の（1）前段】  【審査基準第2の1の（2）のイ、キ、ク】  【審査基準第2の2の（1）のイ但書、ウ】 |
|  |  | ○次の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、一定期間の事業実績等を有すること等の要件を満たす場合には、1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りる。  ・　居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係るものに限る。））  ・　共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス（共同生活援助に係るものに限る。））  ・　介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業 | 「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年９月８日付け障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）  「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年８月30日付け社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）  「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年５月８日付け社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知） |
| ３　公益事業 | 該当　非該当 | ◎公益事業を実施している場合、この項について回答してください。 |  |
| （１）公益事業の適正な実施 |  |  |  |
| ア　社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか | ある　ない | ○法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができる。公益事業とは、社会福祉事業以外の事業であって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的となりうる事業をいうと解されるが、法人が行うものである以上、社会福祉と関連がない事業は該当しないものと解すべきである。 | ・計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）  ・事業報告  ・理事会及び評議員会の議事録  【法第2条第2項各号、第3項1号から第9号】  【法第26条第1項】  【令第１条】  【規則第１条】  【審査基準第1の2の(2)】  【審査要領第1の2】 |
| イ　公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか | いない　いる | ○公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をすることをいう。  ○法人が社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはならない。 | ・計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）  ・事業報告  ・理事会及び評議員会の議事録  【法第26条第2項】  【会計省令第7条第2項第1号】 |
| ウ　公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか | いない　いる | ○公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものであるが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではない。  　また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要がある。  　ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの（法第55条の２第４項第２号に規定する地域公益事業を含む。）については、法人の社会福祉充実残額を財源として計画に基づいて事業を行うものであるから、社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外は、この限りではない。  　なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができる。 | ・計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）  ・事業報告  ・理事会及び評議員会の議事録  【法第55条の2第4項第2号】  【法第57条第3号】  【審査基準第1-2-(2)】  【審査要領第1の2】  【会計省令第2号第2様式等】 |
| ４　収益事業 | 該当　非該当 | ◎収益事業を行っている場合、この項について回答してください。 |  |
| （１）収益事業の適正な実施 |  |  |  |
| ア　社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか | いる　いない | ○収益事業については、公益事業と同様に、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業と同様に、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業及び公益事業と区分して会計処理をすることをいう。 | ・計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）  ・事業報告  ・理事会及び評議員会の議事録  【法第26条第2項】  【会計省令第7条第2項第1号】 |
| イ　収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか | いない　いる | ○法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業（以下「特定公益事業」という。（注））の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる。  　なお、法人が収益事業を実施する場合には、この目的を明らかにするため、定款において、その旨を定めるべきである。  （注）特定公益事業  ①　法第２条第４項第４号に掲げる事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）  ②　介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業（社会福祉事業であるものを除く。）  ③　介護老人保健施設又は介護医療院を経営する事業  ④　社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業  ⑤　精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業  ○収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に充てることを目的として行うものであり、収益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てていない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができる。 | ・計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）  ・事業報告  ・理事会及び評議員会の議事録  【法第2条第4項第4号】  【法第26条第1項】  【法第57条第2号、第3号】  【令第13条各号】  【定款例第35条の備考二の「収益の処分」の条】 |
| （２）法令上認められる収益事業 |  |  |  |
| ア　事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか | いない　いる | ○法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、その経営する収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められない。  　事業規模については、社会福祉事業が主たる地位を占めるかどうかを判断する際と同様に、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計　の比率により判断すべきものである。  　特定の会計年度において、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではない。 | ・計算書類  ・収益事業の事業内容が確認できる書類（事業報告等）  【会計省令第2号第2様式等】  【審査基準第1の3の(5)】 |
|  |  |  |  |
| イ　法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか | ない　ある | ○実施する収益事業の種類について、法令上制限はないが、公益性の高い法人として、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの（注）又は投機的なものは適当でない。  　（注）次のような事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるため、行うことができない。  　　　①　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業  　　　②　高利な融資事業  　　　③　①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業 | ・計算書類  ・収益事業の事業内容が確認できる書類（事業報告等）  【審査基準第1の3の(2)】 |
|  |  |  |  |
| ウ　当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか | ない　ある | ○当該事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるもの（注）でないことが必要である。  　（注）次のような場合は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある。  　　　①　社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合  　　　②　社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合 | ・計算書類  ・収益事業の事業内容が確認できる書類（事業報告等）  【審査要領第1の3の(3)】 |
| Ⅲ　管理  １　人事管理  （１）職員の任免等の人事管理 |  |  |  |
| ア　重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか | いる　いない | ○施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要がある。  　この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款又はその他の規程等において明確に定めておくべきである。（Ⅰの５「理事会」の（１）③参照） | ・理事会の議事録  ・職員の任免に関する規程  ・辞令又は職員の任免について確認できる書類  【法第45条の13第4項第3号】 |
| イ　職員の任免は適正な手続により行われているか | いる　いない | ○職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができる。  　また、職員の任免の方法については、その手続等について規程等で明確に定めておくべきである。 | ・職員の任免に関する規程  ・辞令又は職員の任免について確認できる書類  【法第45条の13第4項第3号】 |
| ２　資産管理  （１）基本財産  　①　基本財産の適切な管理運用 |  |  |  |
| ア　法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか | いる　いない  非該当 | ○社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定める。 | ・定款  ・財産目録  ・登記簿謄本  ・国又は地方公共団体の使用許可があることを確認できる書類  ・評議員会議事録  【法第25条】  【審査基準第2の1の(1)】  【審査基準第2の１の(2)のエ、オ、キ】 |
| イ　当該不動産の所有権の登記がなされているか | いる　いない  非該当 | ○法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要である。 | ・登記簿謄本 |
| ウ　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか | いる　いない  非該当 | ○法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められる。 | ・国又は地方公共団体の使用許可があること又は国又は地方公共団体が借用を認めていることを証する書類（賃貸借契約書等）  ・法人が行う事業・施設が確認できる書類  【審査基準第2の1の(1)】 |
| エ　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか | いる　いない  非該当 | ○都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。  　また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められているが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合（注）は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合がある。  　（注）社会福祉事業の用に供する不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権若しくは賃借権の登記を要さないとものは次のとおり。なお、これらの場合には、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければならない。  　　　①　既設法人が通所施設を設置する場合  　　　　・　既設法人（第１種社会福祉事業（法第２条第２項第２号から第４号に掲げるものに限る。）又は第２種社会福祉事業のうち、放課後児童健全育成事業、保育所若しくは障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。  ⅰ　障害児通所支援事業所  　　　　　ⅱ　児童心理治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。） | ・登記簿謄本  ・法人が行う事業・施設が確認できる書類  【法第2条第2項第2号から第4号】  【審査基準第2の1の(1)】  【審査基準第2の１の(2)のエ、オ、キ】  「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年９月８日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）、  ｢社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について｣（平成26 年12 月12 日付け雇児保発1212 第２号・社 |
|  |  | ⅲ　障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊  型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支  援に限る。）  　　　　　ⅳ　放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター  　　　　　ⅴ　母子福祉施設  　　　　　ⅵ　老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター  　　　　　ⅶ　身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設  　　　　　ⅷ　地域活動支援センター  　　　　　ⅸ　幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設  ・　なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合な  どのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると  判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わな  いこととしても差し支えない。  　　　　　ⅰ　建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合  　　　　　ⅱ　貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合  ②　既設法人以外の法人が保育所を設置する場合  　　　　　国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている。  　　　　　なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。 | 援基発1212 第３号雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）  ｢幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について｣（平成26 年12月18 日府政共生第743 号・26 高私行第９号・雇児保発1218 第１号・社援基発1218 第１号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省高等教育局私学行政課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）  「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年５月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知） |
|  |  |  |  |
| オ　所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか | いない　いる  非該当 | ○法人が基本財産を処分又は担保提供（注）を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておくが必要がある。  （注）以下のいずれかに該当する場合であって、基本財産について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認が不要となる。なお、③に該当する場合にあっては、貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出ることが必要である。  ①　独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法（平成14 年法律第166 号）に規定するものをいう。）に対して基本財産を担保に供する場合 | ・定款  ・財産目録  ・登記簿謄本  ・基本財産の処分等に関する決定を行った理事会議事録  ・評議員会議事録  【法第25条】  【審査基準第2の2(1)のア】  【審査基準第2の2(1)のイ】  【定款例第29条】 |
|  |  | ②　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）  ③　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合 |  |
| カ　基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか | いる　いない  非該当 | ○基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではない。  　ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法について、安全、確実な方法によることに準ずるものと認める場合及び法人が法令、定款等に定めるところにより、社会福祉事業としての貸付を行う場合はこの限りではない。  ①　価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）  ②　客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）  ③　減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）  ④　回収が困難になるおそれのある方法（融資） | ・定款  ・財産目録  ・登記簿謄本  ・基本財産の処分等に関する決定を行った理事会議事録  ・評議員会議事録  【法第25条】  【審査基準第2の3の(1)】 |
|  |  |
| （２）基本財産以外の財産  　①　基本財産以外の資産の適切な管理運用 | 該当　非該当 | ◎該当がある法人は、この項について回答してください。 |  |
| ア　基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか | いる　いない | ○法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められるが、基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行われることが望ましい。  　「安全、確実な方法」であることについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではないが、理事長等の業務を執行する理事の独断による管理運用がなされたことによって法人の財産が大きく毀損する等のことがないようにするため、元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を行う場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない）を整備すべきものである。なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められるが、一定の制約がある（注）。  　（注）株式等の取扱いについては、Ⅲの２の（３）「株式保有」を参照。 | ・資産の管理運用に関する規程  ・理事会議事録  ・計算関係書類  【審査基準第2の3の(2)】 |
| イ　その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか | いない　いる | ○その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われてはならない。  　また、社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分について、法人において、管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えない。）の整備を図るべきである。 | ・資産の管理運用に関する規程  ・理事会議事録  ・計算関係書類  【審査基準第2の2の(2)イ】 |
|  |
| （３）株式保有 | 該当　非該当 | ◎該当がある法人は、この項について回答してください。 |  |
| ①　株式の適正な保有 |  |  |  |
| ア　株式の保有が法令上認められるものであるか | ある　ない | ○株式の保有は、原則として、次に掲げる①～③の場合に限られるが（注）、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないよう、営利企業の全株式の２分の１を超えて保有してはならない。  ①　基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。  ②　基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含む。）  ③　未公開株のうち次の要件を満たすもの  ・　社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること  ・　法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること  ・　未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること  　　（注）次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資が認められていないことに留意すること。  ・　「社会福祉施設が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年３月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）  ・　「子ども・子育て支援法附則第6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年９月３日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知） | ・株式の保有及び取引の状況を確認できる書類  【審査基準第2の3の(2)】  【審査要領第2の(8)】  【審査要領第2の(10)】 |
| イ　株式保有等を行っている場合（全株式の２０％以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか | いる　いない  非該当 | ○基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人の適切な運営の観点から、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意する。  ○法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20％以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要がある。  ①　名称  ②　事務所の所在地  ③　資本金等  ④　事業内容  ⑤　役員の数及び代表者の氏名  ⑥　従業員の数  ⑦　当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合  ⑧　保有する理由  ⑨　当該株式等の入手日  ⑩　当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等） | ・株式の保有及び取引の状況を確認できる書類  【法第59条】  【審査基準第2の3の(2)】  【審査要領第2の(9)】  【審査要領第2の(10)】  【審査要領第2の(11)】 |
| ３　その他  （１）特別の利益供与の禁止 |  |  |  |
| ①　法人の関係者への特別な利益供与 |  |  |  |
| ア　評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか | いない　いる | ○法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者（注１）に対して特別の利益を与えてはならない。  （注１）特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は政令で定められている。  ①　当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員  ②　①の配偶者又は三親等内の親族  ③　①、②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ④　①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者  ⑤　当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定めるもの  ⅰ　法人が事業活動を支配する法人  当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注２）における当該他の法人（（注２）において「子法人」という。）とする。  ⅱ　法人の事業活動を支配する者  一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注２）における当該一の者とする。  （注２）財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は次のとおり。  ①　一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合  ②　評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合  ⅰ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員  ⅱ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員  ⅲ　当該評議員に就任した日前五年以内にⅰ又はⅱに掲げる者であった者  ⅳ　一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって選任された者  ⅴ　当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によって当該法人の評議員に選任されたことがある者  ○「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものである。 | ・経理規程  ・給与規程等関係規程類  ・役員等報酬基準  ・計算関係書類  ・会計帳簿  ・証憑書類  ・法人の関係者が確認できる書類（履歴書等）  【法第27条】  【令第13条の2】  【規則第1条の3】 |
| （２）社会福祉充実計画 |  |  |  |
| ①　社会福祉充実計画の実施 |  |  |  |
| ア　社会福祉充実残額があるか確認しているか  　イ　社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか | いる　いない  いる　いない  非該当 | ○法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならない。さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならない。  　これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その使途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。  ○ 法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取（地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。）及び理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要がある。  　また、社会福祉充実残額の算定結果は毎年、全法人が所轄庁に届出ることとされていることから、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の作成に当たっての手続きが適正に行われているかについて、所轄庁に承認申請又は届出し確認を受けること。 | ・社会福祉充実計画  ・事業報告  ・計算書類等  【法第55条の2第11項】 |
| （３）情報の公表 |  |  |  |
| ①　法令に定める情報の公開 |  |  |  |
| ア　法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか | いる　いない | ○法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により公表しなければならない。  ○なお、法人の届出により「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（ＷＡＭ ＮＥＴ）」で公表された場合は、公表が行われたものとみなされる。  【法人（又は法人が加入する団体）のホームページに掲載】  ・定款  ・役員等名簿  ・役員等報酬基準  （ＵＲＬ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  【ＷＡＭ　ＮＥＴに掲載】  ・計算書類  ・現況報告書 | ・定款  ・役員等報酬基準  ・計算書類  ・役員等名簿  ・現況報告書  【法第59条の2】  【規則第10条第1項】  【規則第10条第2項】 |
| （４）その他 |  |  |  |
| ①　サービスの質の向上等 |  |  |  |
| ア　福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか | いる　いない | ○社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。  福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的とし　ているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価（以下、「第三者評価」という。）を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。 | ・第三者評価の結果報告書等  【法第78条第1項】 |
|  |  | ○第三者評価の受審等については、実施しないことが法令等に違反するものではないが、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、「社会福祉法人指導監査実施要綱３の（３）」においても、監査周期の延長に関する判断基準の一つとされているところである。 |  |
| ②　苦情解決の仕組みへの取組  　ア　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか | いる　いない | ○社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。  　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年６月７日付け障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）において定められているところであり、法人においては、この苦情解決の仕組みを整備し、活用することにより利用者からの苦情の適切な解決に努めていくことが求められる。  ○苦情解決の仕組みの整備については、苦情解決の体制整備、手順の決定及びそれらの利用者等への周知を行うことか求められる。  ・　苦情解決の体制整備としては、苦情解決の責任主体を明確にするための苦情解決責任者の設置、職員の中から苦情受付担当者を任命するとともに、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員（注）を設置し、法人が経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。  　（注）第三者委員には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること、世間からの信頼性を有する者であることが求められるものであり、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが想定される。なお、法人の関係者であっても、法人の業務執行や福祉サービスの提供に直接関係しない者（評議員、監事等）については、認められる。  ・　苦情解決の手順としては、次のようなことが考えられる。  ①　施設内への掲示、パンフレットの配布等による利用者に対する苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについての周知  ②　苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、苦情の受付内容と対応方法の記録  ③　受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告（苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く）  ④　苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決（苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。）  ⑤　④で解決できない場合は第三者委員の立ち会い  ⑥　「事業報告書」や「広報誌」等に実績を公表（個人情報に関するものを除く。） | ・苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の任命に関する書類  ・苦情解決に関する規程類  ・苦情解決の仕組みの利用者への周知のためのパンフレット等  【法第82条】 |
| ③　登記しなければならない事項 |  |  |  |
| ア　登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、２週間以内に変更登記をしているか | いる　いない | ○法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立することとされている。登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところ（注１、注２）により、変更の登記をしなければならない。  　（注１）政令に定める登記事項は次のとおり。  　　　　①　目的及び業務  　　　　②　名称 | ・登記簿謄本  ・登記手続の関係書類等  【法第29条】  【組合等登記令（(昭和39年政令第29号）第2条及び別表、第3条】 |
|  |  | ③　事務所の所在場所  　　　　④　代表権（注３）を有する者の氏名、住所及び資格  　　　　⑤　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由  　　　　⑥　資産の総額  　（注２）変更登記の期限  資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから２週間以内  　（注３）法人の代表権を有する者は、理事長のみであり、改正法施行前に、複数の理事が代表者として登記されていた法人にあっては、改正法施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり、理事長以外の代表者登記は抹消しなければならないことに留意すること。  →直近の理事長変更日　　令和　　　年　　　月　　　日  →登記年月日　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日 | ③厚生労働省令和４年８月２６日付け事務連絡  　令和４年９月１日から従たる事務所の所在地の登記廃止（会社法改正による支社登記廃止による整備法。従たる事務所は引き続き定款記載事項） |
| イ　資産の総額については、会計年度終了後３か月以内に変更登記をしているか | いる　いない | ○資産の総額については、毎事業年度の末日から３月以内（毎年度６月末まで）に変更の登記をしなければならない。  →登記年月日　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日 | ・登記簿謄本  ・登記手続の関係書類等  【法第29条】  【組合等登記令（(昭和39年政令第29号）第3条】 |
|  |  |  |  |
| Ⅳ　財務管理 |  |  |  |
| １　会計管理  （１）会計の原則 |  |  |  |
| ①　会計帳簿、計算関係書類及び財産目録の作成 |  |  |  |
| ア　会計省令、運用上の取扱い及び留意事項（以下、「会計基準」という。）に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しているか | はい　いいえ | ○法人は、会計基準に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない。また、会計基準において、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。なお、会計基準は、法人が行う全ての事業に関する会計に適用される。 | ・会計帳簿  ・計算関係書類  ・財産目録  【会計省令第１条第1項】  【会計省令第1条第2項】  【会計省令第1条第3項】 |
| （２）規程・体制  　①　経理規程の制定 |  |  |  |
| ア　定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか | いる　いない | ○法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。  ○経理規程においては、法令等及び定款に定めるもの（注１）の他、法人が会計処理を行うために必要な事項（予算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等）について定めるものであり、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、法人の定款（注２）において、経理規程を定める旨及びその策定に関する手続等について定めておくべきものである。  （注１）経理規程を定めるに当たって関係する法令又は通知には、会計省令、運用上の取扱い、留意事項等の他、入札通知等がある。  （注２）定款例第34条では、法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会で定める経理規程により処理するとしている。 | ・定款  ・経理規程等  ・理事会の議事録等  【留意事項1の(4)】  【定款例第34条】 |
| イ　経理規程が遵守されているか | いる　いない | 〇経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められる。 | ・経理規程等  ・理事会の議事録等  ・経理規程等に定めるところにより会計処理等が行われていることが確認できる書類  【留意事項1の(4)】  【定款例第34条】 |
| ②　予算執行及び資金等の管理に関する体制の整備 |  |  |  |
| ア　予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか | いる　いない | ○法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなどの内部牽制に配意した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきである。 | ・経理規程  ・業務分担を定めた規程等  【留意事項1の(1)】  【留意事項1の(2)】 |
| イ　会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配意した体制とされているか | いる　いない | ○法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者及び出納職員を理事長が任命することや、会計責任者又は出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきである。 | ・経理規程  ・業務分担を定めた規程等  【留意事項1の(1)】  【留意事項1の(2)】 |
| （３）会計処理 |  |  |  |
| ①　事業区分等の適正区分 |  |  |  |
| ア　事業区分は適正に区分されているか | いる　いない  非該当 | ○公益事業（社会福祉事業と一体的に行われるものであって、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることを認められているものを除く。）又は収益事業を行う法人は計算書類の作成に関して、別途公益事業又は収益事業に関する事業区分を設けなければならない。 | ・定款  ・資金収支予算書  ・計算書類  【法第26条第2項】  【会計省令第10条第1項】  【運用上の取扱い2】  【留意事項4】 |
| イ　拠点区分は適正に区分されているか | いる　いない | ○法人が行う事業については、会計管理の実態を勘案して、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所に関しては、これらを一つの拠点とする拠点区分を設け、計算書類を作成することとされている。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。  ○各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業、収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定する。社会福祉事業、公益事業又は収益事業は、別々の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。 | ・定款  ・資金収支予算書  ・計算書類  【法第26条第2項】  【会計省令第10条第1項】  【運用上の取扱い2】  【留意事項4】 |
| ウ　拠点区分について、サービス区分が設けられているか | いる　いない  非該当 | ○拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況を把握するためのサービス区分（注）を設けなければならない。  （注）サービス区分の設定については、次のような例がある。  ①　 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37 号）その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分  ②　 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第171 号）における会計の区分  ③ 　子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26 年内閣府令第39 号）における会計の区分  ④ 　①から③以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの区分 | ・定款  ・拠点区分資金収支明細書  ・拠点区分事業活動明細書  【会計省令第10条第2項】  【運用上の取扱い3】  【留意事項5】 |
|  |  | ○サービス区分の設定は、原則として次の方法により行う。  介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、上記の例示に示した指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。なお、特定の補助金等の使途を明確にするための設定も認められる。 |  |
| ②　会計処理 |  |  |  |
| ア　会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか | いる　いない | ○会計省令等に定める会計処理の基本的取扱い  ・　借入金、補助金及び寄附金はその目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定科目に計上する。  ・　共通支出（費用）については、留意事項のとおり、例えば、人件費であれば勤務時間割合等、建物であれば延床面積等によって配分することとされており、どのような配分方法を用いたか分かるように記録したうえで、その配分方法に従って適切に処理する。  ・　事業区分間及び拠点区分間における内部取引については、計算書類各号第２様式及び第３様式において相殺消去することとされている。法人単位の計算書類（各号第１様式）において、全ての内部取引が相殺消去されていなければならない。  ・　貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に表示する。  ・　貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が１年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示する。 | ・計算書類  【会計省令第11条】  【会計省令第14条第2項】  【会計省令第20条第2項】  【運用上の取扱い6】  【留意事項8】  【留意事項9】  【留意事項10】 |
| ③　計算書類の適正作成 |  |  |  |
| ア　作成すべき計算書類が適正に作成されているか | はい　いいえ | ○計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならず、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければならない。なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。  ○計算書類の作成は次のとおり行う。  ・　記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、１円単位で表示する。  ・　計算書類の様式は、会計省令に定めるところ（第１号第１様式から第３号第４様式まで）による。  ・　各号第２様式については、事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能であり、各号第３様式については、当該事業区分に拠点区分が一つである場合は省略可能である。  ・　各号第４様式については、各拠点区分ごとに作成しなければならない。  ・　計算書類の様式には勘定科目が大区分、中区分、小区分の別に規定されている。法人において必要がない科目の省略や適切な科目がないと考えられる場合の追加の取扱いについては、様式ごと、区分ごとに定められている。なお、「○○収入」というような科目名が特定されていない勘定科目については、法人がその内容を示す科目名を記載することができる。また、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができない。 | ・計算書類  【会計省令第7条の2】  【留意事項7】 |
| ④　決算手続 |  |  |  |
| ア　計算関係書類等について、監事の監査を受けているか | いる　いない | ○決算に際しては、毎会計年度終了後３か月以内に、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録（以下「計算関係書類等」という。）を作成し、所轄庁に提出しなければならない。  ○計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。 | ・定款  ・経理規程  ・監事による監査報告  【法第59条】  【法第45条の28】 |
| イ　会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか | いる　いない  非該当 | ○会計監査人設置法人の場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない（注１）。  （注１）監事の監査及び会計監査人の監査については、Ⅰの４「監事」、Ⅴの２「会計監査人」を参照。 | ・定款  ・経理規程  ・監事による監査報告  ・会計監査人による会計監査報告  【法第45条の19】 |
| ウ　計算関係書類等は理事会の承認を受けているか | いる　いない | ○計算関係書類等は、理事会の承認を受けた後、監査報告とともに定時評議員会の２週間前から事務所に備え置きしなければならないので、理事会の開催日にも気をつけること。 | ・定款  ・経理規程  ・理事会議事録 |
| エ　計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか | いる　いない  非該当 | ○計算書類及び財産目録については、原則として定時評議員会の承認を受けなければならない。 | ・定款  ・経理規程  ・評議員会議事録等  【法第45条の30】  【規則第2条の40】 |
| オ　会計監査人設置法人で一定の要件を満たした法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか | いる　いない  非該当 | ○会計監査人設置法人においては、次の一定の要件を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる。  ①　計算書類及び財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること  ②　会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと  ③　計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと | ・定款  ・経理規程  ・評議員会議事録等  【法第45条の31】  【規則第2条の39】  【規則第2条の40】 |
| ⑤　資金収支計算書 |  |  |  |
| ア　計算書類に整合性がとれているか | いる　いない | ○資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表（流動資産と流動負債の差額。だだし、１年基準（注）により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）は一致していなければならない。  （注）「一年以内○○」と表示しない勘定科目もあるため留意する（例：長期前払費用から前払費用、投資有価証券から有価証券）  ○「予算」欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算額（補正が無い場合は当初の予算額）と一致していなければならない。 | ・計算書類  【会計省令第13条】  【運用上の取扱い5】  【留意事項2の(1)】 |
| イ　様式が会計基準に則しているか | いる　いない | 〇資金収支計算書の次の様式は大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略できる。ただし、追加・修正はできない。  　・法人単位資金収支計算書（第１号第１様式）  　・資金収支内訳表（第１号第２様式）  　・事業区分資金収支内訳表（第１号第３様式）  〇資金収支計算書の次の様式は小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できる。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できる。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることができる。  　・拠点区分資金収支計算書（第１号第４様式） | ・資金収支計算書  【会計省令第1号第1様式から第4様式まで】 |
| ウ　予算は定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか | いる　いない | ○法人は、毎年度、各拠点区分に全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支予算書を作成した上で、その予算に基づいて事業活動を行うものとする。また、資金収支予算書は、事業計画をもとに、資金収支計算書の勘定科目に準拠して作成する。 | ・資金収支予算書  ・定款  ・理事会議事録  ・評議員会議事録  【留意事項2の(1)】  【留意事項2の(2)】 |
| エ　定款に予算を評議員の承認事項として定めているか  （エを規定している場合のみ）  　オ　評議員会の承認を受けているか | いる　いない  いる　いない | ○資金収支予算書の作成に関する手続は法定されていないが、収入支出予算の編成は法人の運営に関する重要事項であり、定款において、その作成及び承認に関して定めておくべきである（注）。  （注）定款例第31 条第１項では、毎会計年度開始の日の前日までに、予算は理事長が作成し、  （例１）理事会の承認  （例２）理事会の決議を経て、評議員会の承認  を受けなければならないとしている。  ※　定款において、予算を評議員会の承認事項とすることは、租税特別措置法第40 条の適用を受ける場合の要件とされているため、同条の適用を受けようとする法人は、例２の規定とする必要がある。 |  |
| カ　予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか | いる　いない | ○法人は、予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。  ○理事長等法人の業務執行を行う理事は、予算の執行に当たっては、定款や経理規程に基づいて決定・承認された範囲内で権限及び責任を有するものであり、理事長等の権限及び責任の範囲について明確にするため、当初予算を変更し、補正予算を編成する場合の手続については、法人の定款又は経理規程等において、定めておくべきものである。また、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲についても、規程や予算等において定めておくことが望ましい。なお、支出総額が予算より増加する場合や収入が予算より減少する場合であって予算どおりに支出を行うと欠損が生じる場合には、理事長等予算の執行を担当する理事が理事会で説明を行い補正予算の承認を受ける等の対応を行うことが適当である。 | ・資金収支予算書  ・資金収支計算書  ・定款  ・理事会議事録  ・評議員会議事録  【留意事項2の(2)】 |
| ⑥　事業活動計算書 |  |  |  |
| ア　計算書類に整合性がとれているか | いる　いない | ○事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致していなければならない。また、事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「（うち当期活動増減差額）」が一致していなければならない。 | ・計算書類  【会計省令第1条第2項】 |
| イ　様式が会計基準に則しているか | いる　いない | ○事業活動計算書の次の様式は大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略できる。ただし、追加・修正はできない。  　・法人単位事業活動計算書（第２号第１様式）  　・事業活動内訳表（第２号第２様式）  　・事業区分事業活動内訳表（第２号第３様式）  ○事業活動計算書の次の様式は小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略できる。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できる。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることができる。  　・拠点区分事業活動計算書（第２号第４様式） | ・事業活動計算書  【会計省令第2号第1様式から第4様式まで】 |
| ウ　収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか | いる　いない | ○収益は、原則として、物品の販売又はサービスの提供等を行い、かつこれに対する現金及び預金、未収金等を取得したときに計上され（実現主義）、費用は原則として費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上する（発生主義）。  ○事業活動計算から、前払費用及び前受収益は除き、未払費用及び未収収益は加える。経過勘定項目（未払費用、未収収益、前払費用、前受収益）が設定されていない場合は、適切な会計期間に計上されていない可能性がある。なお、経過勘定項目にも重要性の原則の適用があることに留意する。 | ・計算書類  ・財産目録  ・総勘定元帳（その他の帳簿、明細）  ・請求書控（介護報酬請求書控、利用者請求書控）  ・契約書  ・請求書  ・領収書  【会計省令第1条第2項】  【留意事項第2条第1項4号】  【運用上の取扱い1】 |
| ⑦　貸借対照表 |  |  |  |
| ア　計算書類に整合性がとれているか | いる　いない | ○貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産は一致していなければならない。 | ・貸借対照表  ・財産目録  【会計省令第33条】 |
| イ　様式が会計基準に則しているか | いる　いない | ○貸借対照表及び財産目録は、法人の資産及び負債について、勘定科目ごとにその価額を表示するものである。  ○貸借対照表は中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できる。中区分についてやむを得ない場合、勘定科目を追加できる。  ・法人単位貸借対照表（第３号第１様式）  ・貸借対照表内訳表（第３号第２様式）  ・事業区分貸借対照表内訳表（第３号第３様式）  ・拠点区分貸借対照表（第３号第４様式） | ・貸借対照表  ・財産目録  【会計省令第3号第1様式から第4様式まで】 |
| ウ　資産は実在しているか | いる　いない | ○計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していることが重要である。 | ・計算書類  ・財産目録  ・残高を記録した補助簿  ・預金通帳又は証書の原本  ・金融機関発行の残高証明書  ・棚卸資産の実地棚卸の結果  ・固定資産の実地棚卸の結果  【会計省令第2条第1項第1号】 |
| エ　資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか | いる　いない | ○会計基準において、資産を取得した場合の評価は次のとおり行う。  　・　原則として会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。なお、取得価額には、資産を取得した際に要した手数料等の付随費用も含む。  　・　通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。  　・　交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。 | ・固定資産管理台帳  ・新規の固定資産の取得にかかる会計伝票  ・契約書及び請求書等の関連証憑  ・固定資産の配分に関する計算結果及び工事の見積書　等  【会計省令第4条第1項】  【運用上の取扱い14】 |
| オ　有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか | いる　いない | ○減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構築物及び車輌運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が１年以上、かつ、原則として１個若しくは１組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象として、原則として資産ごとに行う。  　なお、土地など減価が生じない資産については、減価償却を行わない。  ○減価償却計算については、有形固定資産については、定額法又は定率法のいずれかの方法により、ソフトウエア等の無形固定資産については、定額法により償却計算を行う。  ○減価償却期間が終了している資産については、資産の種別及び取得時期に応じて、残存価額を次のとおり計上する。  ・　平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産は取得価額の10％を残存価額とする。ただし、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、減価償却期間が終了していることを示す備忘価額（１円）まで償却を行うことが可能である。  ・　平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産は償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（１円）を控除した金額に達するまで償却する。  ・　無形固定資産は取得時期にかかわらず、残存価額はゼロとする。  ○各資産の耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により、適用する償却率等は留意事項別添２（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）による。 | ・計算書類の附属明細書（基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書）  ・固定資産管理台帳  ・法人が減価償却計算を行っている補助簿  ・減価償却費を計上した会計伝票等  【会計省令第4条第2項】  【運用上の取扱い16】  【留意事項17】 |
|  |  | ○減価償却計算は、原則として、１年を単位として行うが、年度の中途で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、１か月に満たない端数を生じた時はこれを１か月とする）として計算を行う。 |  |
| カ　資産について時価評価を適正に行っているか | いる　いない  非該当 | ○法人の資産を適正に表示するため、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付す（時価評価を行う）必要がある。  ○時価評価の対象となる「著しく低い」とは、時価が帳簿価額から概ね50％を超えて下落している場合をいう。  ○なお、法人の資産については、不動産や現預金の他、安全確実な方法により管理運用を行うことを原則とするものであるから、寄附を受けた株式等を除き、時価評価を行わなければならない場合は少ないと考えられる。 | ・固定資産管理台帳  ・時価評価の必要性の有無を判定している法人作成資料  ・時価評価に係る会計伝票等  【会計省令第4条第3項】  【運用上の取扱い17】  【留意事項22】 |
|  |  |  |  |
| キ　有価証券の価額について適正に評価しているか | いる　いない  非該当 | ○有価証券の評価については、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末日においてその時の時価を付する。一方、満期保有目的の債券は、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照価額とする。 | ・市場価格のある有価証券（満期保有目的の債券を除く。）について時価評価の必要性の有無を判断している法人作成資料  ・時価評価に係る会計伝票等  ・満期保有目的の債券についての償却原価法に係る法人作成資料  ・償却原価法に係る会計伝票等  【会計省令第4条第5項】  【運用上の取扱い15】 |
| ク　棚卸資産について適正に評価しているか | いる　いない  非該当 | ○棚卸資産（貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料等）は、数量と単価により評価される。  ○ 数量については、継続的に記録される場合であっても帳簿の数量と実際の数量に誤差が生じる可能性があるため、経理規程で会計年度ごとに実地棚卸を行うことが規定されている。  ○ 単価については、会計年度末における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付しているかを確認する。この場合の「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。 | ・棚卸資産について時価評価の必要性の有無を判定している法人作成資料  ・棚卸資産の管理のために作成している帳簿等  ・時価評価に係る会計伝票等  【会計省令第4条第6項】 |
| ケ　負債は適正に計上されているか（引当金を除く） | いる　いない  非該当 | ○全ての負債が貸借対照表に計上されているか。 | 【会計省令第5条第1項】 |
| コ　引当金は適正かつ網羅的に計上されているか。（徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金以外） | いる　いない  非該当 | ○引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として繰り入れるものであり、会計基準においては、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金の取扱いについて個別に定めている。  ○引当金は、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載するものであり、原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常１年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常１年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上する。  ○引当金については、全ての要件に該当する場合には計上が必要である。  ○特に、役員に対し支払う退職慰労金は、在任期間中の職務執行に対する後払いの報酬と考えられており、役員報酬と同様の手続を経る必要がある。支給額が役員退職慰労金に関する規程（役員報酬基準）により合理的に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上する。 | ・引当金明細書（計算書類の付属明細書）  ・役員退職慰労引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料  ・役員退職慰労金に関する規程（役員報酬基準）  ・役員退職慰労引当金に係る会計伝票等  【会計省令第5号第2項】  【運用上の取扱い18の(1)】  【運用上の取扱い18の(4)】 |
| サ　徴収不能引当金を適正に計上しているか | いる　いない  非該当 | ○徴収不能引当金は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権（事業未収金、未収金、受取手形、貸付金等）を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する方法（以下「個別法」という。）によるとともに、これらの債権について、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する方法（以下「一括法」という。）によるものであり、徴収不能引当金は、貸借対照表において金銭債権から控除する形で表示する。  　なお、一括法については、過去の貸倒実績率による徴収不能額の見積もりについては、客観的根拠に基づき算定されるべきであり、過去に貸倒の実績（日常的取引に係る債権や福祉サービス等の利用者負担額に係る債権等であって、少額であるため貸倒れによる法人の財務状況への影響が軽微な債権に係るものを除く。）を有する法人は、経理規程等で見積もりの方法を定めておくことが望ましい。  　この場合は経理規程等に基づく方法により徴収不能引当金を計上することが求められる。 | ・引当金明細書（計算書類の附属明細書）  ・個別法及び一括法による徴収不能引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料  ・徴収不能引当金の計上に係る会計伝票等  【会計省令第4条第4項】  【運用上の取扱い18の(2)】  【留意事項18の(1)】 |
| シ　賞与引当金を適正に計上しているか | いる　いない | ○賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。 | ・引当金明細書（計算書類の附属明細書）  ・賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料  ・賞与引当金に係る会計伝票等  【会計省令第5条第2項第1号】  【運用上の取扱い18の（2）、（3）】  【留意事項18の(2)】 |
| ス　退職給付引当金を適正に計上しているか | いる　いない  非該当 | ○退職給付引当金は、職員に対し退職金を支給することが定められている場合に、将来支給する退職金のうち当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を計上する。ただし、退職給付の対象となる職員数が300 人未満の法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。  ○ただし、法人が公的な退職金制度を活用している場合については、その内容に応じて  　・　独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度を活用する場合は、当該制度の対象となる者については、法人の資産から退職金の支払いを行うことはないため退職給与引当金の計上は行わず、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理すること  　・　都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上することが原則であるが、簡便法として、期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができること  　とされている。 | ・引当金明細書（計算書類の附属明細書）  ・退職給付引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料  ・退職給付引当金に係る会計伝票等  【会計省令第5条第2項第2号】  【運用上の取扱い18の(4)】  【留意事項18の(3)】 |
| セ　純資産は適正に計上されているか | いる　いない | ○貸借対照表に計上する純資産については、会計基準において、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額が定められている。純資産については、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を示すものとして貸借対照表に表示されるものであり、これらについては、会計基準に従い、貸借対照表に適正に計上される必要がある。 | ・貸借対照表  【会計省令第26条第2項】 |
|  |  |  |  |
| ソ　基本金について適正に計上されているか | いる　いない | ○基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上する。  　①　１号基本金  　　　社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額（具体的には、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額）  　②　第２号基本金  　　　第１号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額（具体的には、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額）  　③　第３号基本金  　　　施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額（具体的には、審査要領第２の（３）に定める、当該法人の年間事業費の12分の１以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額）  ○基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。  ○法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。 | ・計算書類  ・基本金明細書（計算書類の附属明細書）  ・寄附の受け入れに関する書類（寄附申込書、贈与契約書等）  ・基本金の計上に係る会計伝票等  【会計省令第6条第1項】  【審査要領第2の(3)】  【運用上の取扱い11、12】  【留意事項14】 |
| タ　国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか | いる　いない | ○国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（以下「国庫補助金等」という。（注））の額を計上するものであり、具体的には、次のものを計上する。  　①　施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等  　②　設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの  　　（注）国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫　　補助について」（平成17年10月５日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働省事務次官通知）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、次のものも国庫補助金等に含まれる。  ・　自転車競技法第24条第６号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等  ・　施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金  ・　設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの  ○地方公共団体等から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額は、寄附金とせずに、国庫補助金等に含めて取り扱うことに留意する。 | ・国庫補助金等特別積立金明細書（計算書類の附属明細書）  ・国庫補助金等特別積立金の積み立て  ・取り崩しに係る伝票等  【会計省令第6条第2項、第22条第4項】  【運用上の取扱い9、10】  【留意事項14(1)ア】  【留意事項15】 |
| チ　その他の積立金について適正に計上されているか | いる　いない | ○その他の積立金は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものであり、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金（注）を積み立てることができる。  　（注）就労支援事業に係る工賃変動積立金及び設備等整備積立金の取扱いについては、会計基準において取扱いが定められている。  ○その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立てる（ただし、資産管理上の理由等から積立資産の積立が必要とされる場合には、その名称、理由を明確にした上で、積立金を積み立てずに積立資産を計上することもできる）こと、また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すこととされている。  ○積立資産については、残高証明書等により残高の裏付けが確認できること。 | ・積立金・積立資産明細書  （計算書類の附属明細書）  ・その他の積立金の積み立て  ・取り崩しに係る伝票等  【会計省令第6条第3項】  【運用上の取扱い19】  【別紙３（⑫）「積立金・積立資産明細書」】  【留意事項19】 |
| （４）会計帳簿 |  |  |  |
| ①　会計帳簿の適正な整備 |  |  |  |
| ア　各拠点に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか | いる　いない | ○法人は、原則として、会計帳簿として各拠点区分に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置き、これらの会計帳簿及び必要な補助簿の作成について経理規程等に定めることが求められる。また、会計帳簿は書面又は電磁的記録をもって作成し、法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。  ○固定資産の管理については、固定資産管理台帳を作成し、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）に関する個々の資産の管理を行わなければならない。 | ・経理規程等に定められた会計帳簿  ・計算書類  ・固定資産管理台帳  【法第45条の24】  【会計省令第2条第2号、第3条、第7条の2】  【留意事項2の(3)、27】 |
| イ　計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか | いる　いない | ○法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類における各勘定科目の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。 | ・経理規程等に定められた会計帳簿  ・計算書類  ・固定資産管理台帳  【法第45条の24】  【会計省令第2条第1項第2号、第3条、第7条の2】  【留意事項2の(3)、27】 |
| （５）附属明細書等 |  |  |  |
| ①　注記 |  |  |  |
| ア　注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか | いる　いない | ○注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と一致していなければならない。  ・　基本財産の増減の内容及び金額（注記事項の６）  ・　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し（注記事項の７）  ・　固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（注記事項の９）  ・　債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高（注記事項の10） | ・計算書類  ・計算書類に対する注記（法人全体）  ・計算書類に対する注記（拠点区分）  【会計省令第29条】  【運用上の取扱い20から24まで、別紙１、別紙２】  【留意事項25の(2)、26】 |
|  |  |  |  |
| イ　計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか | いる　いない | ○計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分毎ごとに注記事項が次のとおり定められている。  　なお、拠点区分が１つの法人は、法人全体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記は省略できることとされている。  　また、注記事項に該当がない場合には、事項によって、記載自体を省略できるものと「該当なし」と記載するものがあるため、留意する必要がある。 | ・計算書類  ・計算書類に対する注記（法人全体）  ・計算書類に対する注記（拠点区分）  【会計省令第29条】  【運用上の取扱い20から24まで、別紙１、別紙２】  【留意事項25の(2)、26】 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 注　意　事　項 | | 法人全体 | 実地指導対象拠点区分 | 該当がない  場合 | | １ | 継続事業の前提に関する注記 | ○ | × | 項目記載不要 | | ２ | 重要な会計方針 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ３ | 重要な会計方針の変更 | ○ | ○ | 項目記載不要 | | ４ | 法人で採用する退職給付制度 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ５ | 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ６ | 基本財産の増減の内容及び金額 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ７ | 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ８ | 担保に供している資産 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | ９ | 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） | ○ | ○ | 項目記載不要 | | 10 | 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） | ○ | ○ | 項目記載不要 | | 11 | 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | 12 | 関連当事者との取引の内容 | ○ | × | 「該当なし」と記載 | | 13 | 重要な偶発債務 | ○ | × | 「該当なし」と記載 | | 14 | 重要な後発事象 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | 15 | 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け | ○ | × | 「該当なし」と記載 | | 16 | その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 | | |
| ②　附属明細書 |  |  |  |
| ア　附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか  イ　作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか | いる　いない  いる　いない | ○附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければならない。  ○法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおりであり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められている。  　ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能である。また、一部の附属明細書（注１及び注２）については、複数の附属明細書のうちのいずれかを作成すればよい。 | ・定款  ・計算書類  ・計算書類の附属明細書  【会計省令第30条】  【運用上の取扱い25、別紙３（①）～（⑲）まで】  ・定款  ・計算書類  ・計算書類の附属明細書  【会計省令第30条】  【運用上の取扱い25、別紙３（①）～（⑲）まで】 |
|  |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  |  | 法人全体 | 実地指導対象拠点区分 | | １ | 借入金明細書 | ○ |  | | ２ | 寄附金収益明細書 | ○ |  | | ３ | 補助金事業等収益明細書 | ○ |  | | ４ | 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 | ○ |  | | ５ | 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 | ○ |  | | ６ | 基本金明細書 | ○ |  | | ７ | 国庫補助金等特別積立金明細書 | ○ |  | | ８ | 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書 |  | ○ | | ９ | 引当金明細書 |  | ○ | | 10 | 拠点区分資金収支明細書 |  | ○ | | 11 | 拠点区分事業活動明細書 |  | ○ | | 12 | 積立金・積立資産明細書 |  | ○ | | 13 | サービス区分間繰入金明細書 |  | ○ | | 14 | サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書 |  | ○ | | 15 | 就労支援事業別事業活動明細書 |  | ○ | | 15-2 | 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 16 | 就労支援事業製造原価明細書 |  | ○ | | 16-2 | 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 17 | 就労支援事業販管費明細書 |  | ○ | | 17-2 | 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 18 | 就労支援事業明細書 |  | ○ | | 18-2 | 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ | | 19 | 授産事業費用明細書 |  | ○ |   （注１）10拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び11拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | １０拠点区分  資金収支明細書 | １１拠点区分  事業活動明細書 | | 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点区分 | 省略可 | 要作成 | | 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点区分 | 要作成 | 省略可 | | 上記以外の事業を実施する拠点 | いずれか一方を省略可 | | | サービス区分が１つの拠点区分 | どちらも省略可 | |   （注２）就労支援事業に係る附属明細書（別紙３（⑮）-1から（⑱）-2まで）   |  |  | | --- | --- | |  | 省略可能な事項等 | | 作業種別ごとに区分することが困難な場合 | 作業種別の区分 | | サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が　５，０００万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合 | ・16就労支援事業製造原価明細書及び17就労支援事業販管費明細書に代えて18就労支援事業明細書  ・16-2就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）及び17-2就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）に代えて18-2就労支援事業明細書（多機能型事業所等用） | |  |  | | |
| ③財産目録 |  |  |  |
| ア　財産目録の様式が通知に則しているか | いる　いない | ○財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は「運用上の取扱い別紙４（注）」において定められている。また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要がある。  （注）記載上の留意事項については次のとおりである。なお、母子生活支援施設、婦人保護施設等の場所は公表することにより利用者の安全に支障を来す恐れがあるため、これらの場所が記載された財産目録を公表する場合は取扱いに留意する必要がある。  ・　土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。  ・　同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載すること。  ・　科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。  ・　「使用目的等」欄には、社会福祉法第55 条の2 の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。  ・　｢貸借対照表価額｣欄は、｢取得価額｣欄と｢減価償却累計額｣欄の差額と同額になることに留意すること。  ・　建物についてのみ｢取得年度｣欄を記載すること。  ・　減価償却資産（有形固定資産に限る）については、｢減価償却累計額｣欄を記載すること。また、ソフトウエアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載すること。  ・　車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とすること。  ・　預金に関する口座番号は任意記載とすること。 | ・定款  ・法人単位貸借対照表  ・財産目録  【会計省令第31条から第34条まで】  【運用上の取扱い26、別紙４】 |
| イ　財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか | いる　いない | ○財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければならない。  　具体的には、貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸借対照表と一致していなければならないものであり、また、各合計欄（流動資産合計、基本財産合計、その他の固定資産合計、固定資産合計、資産合計、流動負債合計、固定負債合計、負債合計、差引純資産）についても、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。  　なお、法人単位貸借対照表における勘定科目の金額を財産目録において拠点区分毎等に分けて記載した場合は小計欄と一致していなければならない。 | ・定款  ・法人単位貸借対照表  ・財産目録  【会計省令第31条から第34条まで】  【運用上の取扱い26、別紙４】 |
| ④　借入の適正な実施 |  |  |  |
| ア　借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けて行われているか | いる　いない  非該当 | ○多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができないこととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程（注）等において明確に定めるべきものである（定款例第24条参照）。  （注）定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなる。なお、理事会において、専決規程等理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入れに理事会の決議が必要となる。 | ・定款  ・理事会議事録  ・借入金明細書（計算書類の附属明細書）  ・専決規程等  ・理事長による決裁文書  ・借入契約書等  【法第45条の13第4項第2号】  【定款例第24条】 |

**特定社会福祉法人**（収益３０億円超又は負債６０億円超）**のみ次の点検項目を回答してください。**

| 自主点検項目 | 点検結果 | 記入欄及び点検のポイント | 確認資料  【根拠法令等】 |
| --- | --- | --- | --- |
| Ⅴ　特定社会福祉法人 |  |  |  |
| １　内部管理体制 |  |  |  |
| ①　内部管理体制の整備 |  |  |  |
| ア　内部管理体制が理事会で決定されているか | いる　いない | ○特定社会福祉法人（注）は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている。この内部管理体制の整備に係る決定については、理事会が理事（理事長等）に決定の権限を委任することができない事項であり、必ず理事会の決定によらなければならない。  （注）事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう（Ⅰ-７「会計監査人」の①において同じ。）。政令においては、内部管理体制の整備が義務付けられる法人の事業規模を、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が３０億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が６０億円を超える法人と規定している。なお、特定社会福祉法人には、会計監査人の設置も義務付けられている。 | ・関係規程類  ・理事会の議事録  【法第37条】  【法第45条の13第4項第5号】  【法第45条の13第5項】  【令第13条の3】  【規則第2条の16】 |
| イ　内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか | いる　いない | 〇内部管理体制として決定しなければならない事項は次のとおり。  ①　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  ②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制  ③　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  ④　職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  ⑤　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  ⑥　⑤の職員の理事からの独立性に関する事項  ⑦　監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項  ⑧　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  ⑨　⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  ⑩　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  ⑪　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 | ・関係規程類  ・理事会の議事録  【令第13条の3】  【規則第2条の16】 |
|  |  |  |  |
| ２　会計監査人 |  | ◎会計監査人設置法人はこの項について回答してください。 |  |
| ①　会計監査人の設置 |  |  |  |
| ア　特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか | いる　いない | ○法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人（Ⅰ-２「内部管理体制」参照）は会計監査人の設置が義務付けられており、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。 | ・定款  【法第37条】 |
| イ　会計監査人の設置を定款で定めた法人が、会計監査人を設置しているか | いる　いない | ○法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができる。定款に会計監査人を設置することを定めた法人（会計監査人設置法人）は、会計監査人を設置しなければならない。  ○設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができ、会計監査人の選任手続や職務内容等は設置義務の有無にかかわらず同一である。 | ・定款  ・会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等  【法第36条第2項、第3項】 |
|  |  |  |  |
| ウ　会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか | いる　いない  非該当 | ○会計監査人は、法人の計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）の監査を通じ、財務会計面から法人の適正な運営を確保する役割を有している。そのため、会計監査人が欠けた場又は定款で定めた定款の員数が欠けた場合に、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。  ○会計監査人は、いつでも会計帳簿の閲覧等や法人の理事又は職員に対して会計に関する報告を求めることができ、その職務を行うために必要があるときは、法人の業務及び財産の状況を調査することができるように、決算時に計算関係書類の監査を行うだけでなく、会計年度を通じて、法人の計算関係書類の信頼性の確保のために必要な対応を行うものであることから、会計監査人設置法人は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任すべきである。  ○会計監査人の設置義務がない法人であっても、定款に会計監査人を設置することを定めている場合は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく補充しなければならない。 | ・会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等  【法第45条の6第3項】  【法第45条の19第3項、第4項】 |
|  |  |  |  |
| ②　法令に定める選任 |  |  |  |
| ア　評議員会の決議により適正に選任等がされているか | いる　いない | ○会計監査人は、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任する。  ○評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出する。  ○評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出することとなる。会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、会計監査人が、中立・公正な立場から法人の会計監査を行うものであることから、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことのみを選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当である。  　なお、会計監査人候補者の選定に当たっては、公認会計士法の規定により、計算書類の監査を行うことができない者（注１）は会計監査人となることができないことから、このような者でないかを確認する必要がある。  　（注１）公認会計士法の規定により計算書類を行うことができない者には次の場合がある。  　　　・　公認会計士又はその配偶者が、当該法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者である、又は過去１年以内にこれらの者であった場合  　　　・　税務顧問に就任している公認会計士又はその配偶者が、被監査法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合  ○評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しない（注２）ことに関する議案については、監事の過半数をもって決定する必要がある。  （注２）会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであるが、その定時評議員会において会計監査人を再任しないとする決議がなされなかったときは当該定時評議員会において再任されたものとみなされる。  そのため、会計監査人を再任しない場合には、会計監査人を再任しないことに関する議案を提出する必要がある。 | ・評議員会の議事録  ・理事会の議事録  ・監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合）  ・会計監査人候補者の選定に関する書類  【法第43条第1項】  【法第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項】  【法第45条の2第1項】  【法第45条の2第3項】  【法第45条の3第1項、第2項】  【公認会計士法第24条第1項第1号】  【公認会計士法第24条第1項第3号】  【公認会計士法施行令第7条第1項第6号】 |
| ③　法令に定める会計監査の実施 |  |  |  |
| ア　省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか | いる　いない | ○会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）（注）及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。  　（注）会計監査人が監査を行う対象は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する附属明細書であり、本事項の記載する計算書類及び附属明細書はこれらのものを指す。  　・　会計監査報告の記載事項は次のとおりである。  　　①　会計監査人の監査の方法及びその内容  　　②　監査意見（法人単位の計算書類及びそれらに対応する附属明細書が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見）  （ⅰ）無限定適正意見  （ⅱ）除外事項を付した限定付適正意見  （ⅲ）不適正意見  （ⅳ）意見不表明  　　③　追記情報  （ⅰ）継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項  （ⅱ）会計方針の変更  （ⅲ）重要な偶発事象  （ⅳ）重要な後発事象  　　④ 会計監査報告を作成した日  　・　会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事（※１）及び特定理事（※２）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。  　　①　計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日  　　②　計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日  　　③　特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日（合意がある場合）  　　（※１）会計監査報告の通知を受ける監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事  　　（※２）会計監査報告の通知を受ける理事を定めたときはその理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事 | ・会計監査報告  ・会計監査人が会計監査報告を特定監事及び特定理事に通知した文書  【法第45条の19第１項、第2項】  【規則第2条の30】  【規則第2条の32第1項】  【規則第2条の32第4項】  【規則第2条の32第5項】 |
| イ　財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか | いる　いない | ○会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。 | ・会計監査報告  ・財産目録  【法第45条の19第１項、第2項】 |
|  |  |  |  |